

新型コロナウイルス感染症対策

事業者相談窓口

を開設しています

場所 浜田市役所 本庁4階 産業経済部内

日時 月曜日から金曜日（祝日を除く）
8：30～17：15

まん延防止等重点措置の島根県への適用に伴い、島根県が実施される「飲食店等への営業時間短縮要請協力金」について、相談窓口を開設しています。その他の事業者向け各種支援については、問い合わせ先をご確認ください。

名称および申請受付期間	制度内容	対象/金額 等	問い合わせ先
飲食店等への営業時間短縮要請協力金 (R4.2.21～3.22)	島根県が要請した営業時間短縮や酒類提供の停止に協力した事業者に対し、協力金を支給 【要請期間】 R4.1.27～2.20	食品衛生法に基づく営業の許可を取得している飲食店・喫茶店等 【中小企業等】 (20時までの時短要請・酒類禁止の場合) 売上高に応じて1日3～10万円 (21時までの時短要請) 売上高に応じて1日2.5～7.5万円 ※非認証店には、20時までの時短要請のみ	島根県飲食店等時短要請協力金事務局 TEL0570-050-215
飲食店応援給付金 (R4.3.18まで)	飲食店の営業の継続支援と、感染拡大防止対策の促進を目的に給付金を交付	「島根県新型コロナ対策認証店」に認証された市内の飲食店 1店舗につき20万円	(一社)浜田市観光協会 TEL0855-24-1085
観光事業者等応援給付金 (R4.3.18まで)	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一定以上売上が減少した事業者へ給付金を交付	2020年12月～2021年12月の期間のうち任意の連続する2か月間の売上高の合計が、前年又は前々年の同じ2か月間の売上高の合計と比較して50%以上減少した観光事業者等 1事業者あたり40万円	浜田市観光交流課 TEL0855-25-9530
事業復活支援金 (R4.5.31まで)	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一定以上売上が減少した事業者へ支援金を支給	2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者 【中小法人等】上限最大250万円 【個人事業者等】上限最大50万円 【給付額】基準期間の売上高－対象月の売上高×5か月分	事業復活支援金事務局 TEL0120-789-140

▶裏面もあります

名称および申請受付期間	制度内容	対象/金額 等	問い合わせ先
雇用調整助成金の特例 (R4.3.31まで)	まん延防止等重点措置等の対象区域において都道府県知事による営業時間の短縮等の要請等に協力する企業について、助成率を引き上げ	一定の要件を満たす場合、休業手当等の最大10/10を助成 日額上限額 15,000円	雇用調整助成金、 小学校休業等対応助成金・支援金 コールセンター TEL0120-60-3999
小学校休業等対応助成金 (事業主向け) (R3.11～12分：R4.2.28まで R4.1～3分：R4.5.31まで)	子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主を支援	一定の要件を満たす場合 休暇中の賃金相当額×10/10を助成 (日額最大 15,000円)	
小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け) (R3.11～12分：R4.2.28まで R4.1～3分：R4.5.31まで)	子どもの世話を保護者として行うことが必要となったため、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者を支援	一定の要件を満たす場合 1日当たり最大 7,500円(定額)を助成	
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 (R3.4～12分：R4.3.31まで R4.1～3分：R4.6.30まで)	休業期間中の賃金(休業手当)の支払いを受けられなかった労働者へ支援金・給付金を支給	中小企業で働く従業員(パート・アルバイト含む)に対して日額最大 11,000 円を支給 大企業で働く一部の従業員も対象	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 コールセンター TEL 0120-221-276